

滋賀県衛生科学センターだより

創立 60 周年
記念号

2012 年 12 月

編集発行 滋賀県衛生科学センター

〒520-0834 大津市御殿浜 13-45

Tel 077-537-3050 Fax 077-537-5548

e-mail: ef45@pref.shiga.lg.jp

HP: <http://www.pref.shiga.jp/e/ef45/>

滋賀県衛生科学センターは、今年 8 月で、満 60 周年を迎えました！！



衛生科学センターの存在意義とこれから (健康危機管理への備えと新たなミッション)

滋賀県衛生科学センター 所長 井上剛彦

滋賀県の地方衛生研究所は、幾度かの機構改革と名称の変更を経て、2012年現在では「衛生科学センター」として、感染症はもとより、食品や水、家庭用品などの衛生と安全性のチェックを主な任務としています。言い換えれば県民の健康と安全を守るために自治体や現場の保健所と連携して科学的な検査と研究、専門情報の収集分析と提供を行う試験・研究・調査の総合機関であります。全国 80 を超える自治体に設置されている機関でありながら、具体的に何をするとどこか知られていないのではないのでしょうか？

実際には、インフルエンザや結核などの感染症、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌による食中毒、食品添加物や遺伝子組み換え食品にかかる検査等に加えて、感染症と健康危機管理情報の集約と発信、最近では環境や食品中の放射性物質の測定なども重要な役割となっています。そのため、全国の地方衛生研究所間と国の感染症研究所はネットワークを活用して、検査技術と専門的な情報を共有し、問題の解明に当たっており、大きな成果をあげています。

また、健康危機管理の立場からは、平成に入ってからでは、ヒ素混入カレー事件、SARS(重症急性呼吸器症候群)の発生、農薬混入ぎょうざ事件、新型インフルエンザの流行、大震災に伴い発生した原発事故による食品の放射性物質汚染、多発する腸管出血性大腸菌感染症など枚挙に暇がないほど数多くの事件やそれまでは想定していなかった事例に遭遇してまいりました。これらの原因解明や対応策、そして予防策などに科学的根拠となる検査データを提供し続けてきているのが、地方衛生研究所です。

これら検査の技術やデータ解析は事件が発生してすぐに対応できるものではなく、日ごろからの地味な技術の研鑽やデータの積み重ね、新たな技術や原因探求のための研究を他の研究機関と連携して行ってきたからこそ可能となっています。だからこそ、今後の想定できない健康危機管理への備えとして、技術と体制の確保など普段の準備が必要なのであります。

このように私たちの健康を守るための検査研究を地道に行っている機関ですが、連携する保健所には「地域保健法(保健所法)」と言う設置根拠があるのに対して、衛生研究所の設置については明確な法律上の位置付けがないのが現状です。

このため、衛生研究所の存在意義が十分に理解されないまま、機器整備や人材確保が十分でない現状があります。これでは健康危機管理や緊急事態が発生した時に迅速で十分な対応が出来ないことが危惧されます。またその検査は、全国レベルで統一した方法で行われて初めて、

国レベルでの対応が可能となるため、全国どこの地方衛生研究所も同じレベルでの検査ができることが重要になります。

そのような中、平成 24 年 7 月には厚生労働省告示による「地域保健対策の推進に関する基本的な指針(改正)」の中で、地域保健を推進させるために地方衛生研究所は「科学的な根拠に基づいた技術的中枢機関として情報収集、分析と評価を行い積極的にその機能を果たすこと」が求められ、さらに「地域保健に関する調査と研究を推進し、サーベイランス機能と検査技術の確立と体制強化を図ること」が明記されるに至っています。今後は行政施策決定の根拠を提供できる機関として、さらに広い分野での期待をも担うことになりました。

すなわち衛生科学センターは、その設置が未だに国の法的な位置づけがなく、行政の第一線に出ることが少ない機関であります。健康危機管理の事例が発生すれば、即、戦い始める試験研究機関であり、地域保健を推進するために地道な検査を続ける機関であります。いざという時にこれら大切な仕事に迅速に対応出来るように、平常時から技術と体制の確保、情報の収集解析と提供などの機能を常に働かせることを忘れてはなりません。

衛生科学センターの職員は、県行政の大きな資産であり、これから未来への「力」そのものであります。この大きな責務を片時も忘れず、自信と努力と協調の中で、最新の技術と総合力により行政をしっかりと支える機関として、さらに発展させていくことを祈念して 60 周年に当たっての思いといたします。

秋晴れの朝、窓の外の 30 周年記念植樹である榎（カシ）の樹を眺めて
60 周年を迎えた衛生科学センターの所長室から
(2012 年 10 月)



県民に寄与する実践的な研究を

辻メンタルクリニック 辻 元宏

平成 10 年第 10 代所長、辻 元宏です。在任期間は 9 年間でした。我が人生は研究が中心でしたので、大津保健所から異動が命じられた時、脳裏に大変な喜びを感じた記憶があります。

しかし、衛生と環境の 2 部門が編成される衛生環境センターには、多くの課題が山積していました。その 1 は、衛生部門が関連する全国地方衛生研究所協議会で強化部長に推挙され、地方衛生研究所の法的設置意義の試案づくりに、奔走しながらも、結果的にその成果を得られなかったことです。非常に残念の極みでした。その 2 は、衛生科学センターへの再編でした。長浜保健所の検査部門を草津保健所の検査部門に統合した後、それらを衛生環境センターの衛生部門に統合すると同時に、環境部門を分離し、琵琶湖研究所と一体化され、その結果、センターの衛生部門は衛生科学センターとして、環境部門は滋賀県琵琶湖・環境科学センター環境監視部門として独立いたしました。衛生部門と環境部門の分離には、疑問があり、反対していましたので、残念でした。その当時、ダイオキシンが、マスコミ、行政、市民のあいだで大問題になった時期でもあり、新たにその数億円もする測定機器の整備が検討され始めました。しかしながら、超精密機器なため、その機器のお守りに 3 人の定員が必要なこと、カップ係数が低い、測定時間がかかる等々で反対しました。しかも、県内にある検査所は、今では法定検査になっている高感度の簡易検査を開発していましたので、その時期に測定機器を整備していたらと思うと...ゾッとします。また、日本人の熱しやすく、さめやすい民族性を反映しているのでしょうか、あのダイオキシンはどこにいつてしまったかわかりません。その 3 は、県民への情報発信、県民に寄与する研究の少なさでした。そのような状況下でも、簡易測定技術を用いた大気中環境ホルモンの研究、ミジンコ耐久卵の形成と環境ホルモンに関する研究、花粉飛

散情報の発信・花粉飛散予知の研究、滋賀県の健康づくりに寄与する数理疫学による疾病の地域分布に関する研究は、先駆的であったことを思い出します。

各種問題が山積した中、9年目を迎えようとしたところで、精神保健総合センターに異動することとなり、衛生や環境とは他分野である臨床研究に邁進し、平成24年3月に無事定年を迎え、5月には診療所を開院し、日々、患者の診察に精進しています。衛生環境センターおよび衛生科学センター在任中はもちろん、現在もそうですが、センターの研究にはとりわけ興味と関心を持っています。それらに取り組む職員の方々にも期待しています。

新たな研究を...

(2012年9月)



所長時代の思い出

滋賀県健康福祉部理事 苗村光廣

私は、前任所長の異動に伴い、平成20年5月1日から、平成22年3月31日まで、所長（事務取扱）を務めさせていただきました。大変に大きなうねりの中で、所員や関係者の皆様のご努力・ご協力のおかげで、その任務を全うさせていただきました。皆様に心から感謝申し上げます。

さて、平成20年度は、感染症分野では、夏に、腸管出血性大腸菌感染症（O157）の多発がみられました。また、新型インフルエンザの脅威が迫る中で、検査マニュアルの見直し等も行うとともに、強毒型鳥インフルエンザの発生時を想定した訓練や勤務体制の検討も行いました。食品分野では、前年に引き続き、8月に非食用の事故米穀の不正流通事件、9月に中国製乳製品のメラミン混入事例等の食の安全を脅かす事件が発生しました。これらに適切に対応するため、各担当の横の連携をすすめ、迅速な検査の実施に努めるとともに、8月から、「腸管出血性大腸菌感染症多発警報」の発令を実施したり、10月から、輸入食品の検査数の拡大を行う等の対応の強化を図りました。

平成21年度は、がん登録事業の成人病センターへの移管や、大津市の中核都市への昇格に伴う事務移管を行ったため、定数の大幅な削減を余儀なくされました。そのため、検査精度の維持・向上のため、ベテラン、中堅、新人のバランスの良い配置や新入所員に対する指導教育、研究職としてのあり方等を検討することが課題となっていました。しかし、この検討を始めようとしていた矢先に、新型インフルエンザのアウトブレイクに遭遇しました。私は、健康福祉部長の技術的補佐と広報を担当したため、本庁から出ることができず、所の運営は、林副所長を中心に、前年度の訓練を活かし、所員全員が一丸となって取り組んでもらいました。具体的には、勤務時間や業務内容・体制を大幅に変更して対応しました。新型インフルエンザの検査を、迅速かつ正確に行うため、微生物担当を中心に、全所員が何らかの応援を行いました。検査体制は、5月18日から22日は、1日3回検査実施（変則勤務で24時間対応）5月23日から29日は、1日2回（変則勤務で、土日も対応）5月30日から10月31日は、1日1回（通常勤務で、土日も対応）11月1日以降は、通常対応となりました。また、感染症情報センター（健康科学情報担当）からは、県内の患者発生動向や検査状況、学校等の休業状況はもとより、厚生労働省、WHOの情報や、新聞やWEBからの情報も収集・分析して、ホームページで、県民に向けた情報提供を行いました。これらの検査や情報提供は、感染拡大の防止対策上、極めて大きな役割を果たし、アウトブレイクによる被害を最小限に食い止めることができました。また、5月21日には、漣健康福祉部長が、22日には、嘉田知事が、視察並びに激励に来所いただき、職員一同大いに勇気づけられました。もし、仮に、国や滋賀県庁に、今回の新型インフルエンザ対策に貢献した者を表彰する制度があれば、真っ先に当時の

全所員を推薦したいと思っています。

この2年間は、様々な重大な出来事が生じましたが、日頃の備えがあったため、冷静・沈着に適切な対応が可能でした。衛生科学センターの皆様には、日々重要な任務を遂行していただいておりますので、今後も、今回の教訓を活かし、ご活躍されるよう期待しています。

(2012年9月)



60周年記念に寄せて

滋賀県参事員 林 賢一

衛生科学センターが創立60周年を迎えたこと、心からお慶びを申し上げます。私は昭和49年度に滋賀県に採用され、新規採用から通算29年間この職場でお世話になりました。新規採用後、この職場で青春期を過ごしました。いろいろしたいことが多い青春時代でしたが、“したいこと”、“しなければならないこと”が目前にあったように思います。仕事に向かう気持ちを支えてくれたのは職場の先輩であり同僚であり、また仕事を通して知り合った県外の地方衛生研究所などの仕事仲間でした。血気盛んな青春時代ですから、色んなことに興味を持ち、結果的に色んな友人ができました。学会で発表すると質問してくれる人がいる、会話が生まれる、その人の職場に行くともた知り合いができる、そんな繰り返しで人脈ができていったように思います。人は財産であり、ある時は顕在的に、ある時は心の中で、支えてくれます。“なにくそ衛研”というのが私の支えでした。パソコンのなかった時代、インターネットのなかった時代です。検査成績書や報告書などを書く場合には原稿用紙に手書きであって、何度も消したり書いたりしたことが当時の思い出です。在籍中の昭和57年度に30周年を迎え、当時、30年実行委委員会の委員を担当させていただきました。30周年記念として何をしたかということ、記念講演会(われわれの役割は、今)、記念座談会(歩みと展望)、高校生のための研修会、記念植樹(3種の松、黄金ヒバ、榎の木およびモミジ)そして記念誌の作成を行いました。記念誌には、座談会、講演会の記録のほかに、“故きを温ねて新しきを・・・(座談会の記録、思い出)”、“新たなる出航(講演会記録、高校生を対象に行った研修会の記録)”、“30年の歩み(沿革、組織・職員の変遷など)”、“業務の推移(試験検査、研修、刊行物など)”および“調査研究業績目録(論文、学会報告)”の五部構成で編集したことが大きな思い出になっています。また、それこそ、“温故知新”であり、“今後の職場のありよう”を考える大きな機会になったと思っています。したがって、現在の職員の皆さんには、今回、60年という節目を迎えたことで、その節目に立ち会えたことを喜びとしていただくとともに、今後の仕事に対して、また新たな気持ちで立ち向かっていただく機会にさせていただきたいと思っています。実験室に入って行う試験研究や衛生統計、感染症情報などの解析情報の提供という衛生科学センターの仕事は大変地味ですが、すべて公衆衛生の推進のための科学的根拠になり、関係機関はじめ、県民の期待は大きいと思っています。一方、衛生科学センターの活動を支えてくれる人たちがいます。試薬・器材の購入、施設や機器の整備などは事務職が支えており、試験管や器材の洗浄、検査の補助を担っている日々雇用職員の存在がなかったら検査等は滞ってしまいます。このような仕事を支えていただいている方々がおられるからこそ、仕事が成立しています。衛生科学センターの支えていただいているみなさまにもこの機会に感謝申し上げたいと思います。

時代は急激に変わっていています。平成6年以降ではサリン事件などのテロ行為事件、学校や福祉施設等での死者を伴う腸管出血性大腸菌による食中毒の続発などの健康危機管理事象が多発しました。全国で健康危機管理対策が行政の重要な業務になり、平成10年度には「健康危機管理設置要綱」が滋賀県でも制定され、当所の役割も明記されました。平成13年度(微

生物科長時代)には感染症法の全面改定に伴う「感染症情報センター」の機能を、さらに平成18年度(次長時代)には「健康危機管理情報センター」の機能を当所が担うようになり、当所の機能強化につながりました。その後の平成19年度から21年度(副所長時代)には、世界的に脅威になっていた強毒型鳥インフルエンザの流行に備えるための訓練、「中国製冷凍菓子」から殺虫剤成分検出、「カップめん」から防虫剤成分検出、中国製乳製品からメラミン検出などの理化学分野の緊急対応、大津市が中核市への移行に伴う保健所設置に伴う検査担当者の研修対応、新型インフルエンザの世界的大流行に伴い所員総力を挙げて検査対応や情報提供を行ったこと、所長時代の平成22年度には腸管出血性大腸菌感染者が多発し関係者の検査や情報提供に追われたこと、23年度には東日本大震災に伴う原子力発電所事故による緊急放射能検査対応で環境中や飲食物中などの放射性物質検査を広範囲にまた長期間対応したことなど、種々の緊急対応に際し、昼夜を問わずがんばっていただいた当時の所員に対して改めて感謝を申し上げ、元所長としてあいさつとさせていただきます。(2012年10月)

創立30周年記念誌発行(昭和58年3月)以降に発生し、当センターが関わってきた社会的な事件や出来事の主なものは、次のとおりでした。併せて、組織変遷等を記載しました。

昭和60年(1985年)7月 ワインに有害化学物質混入事件の発生

オーストラリア産および西ドイツ産のワインにジエチレングルコールが混入する事件が発生した。県内流通のワイン50件について分析を行ったが、いずれも検出されなかった。

平成元年(1989年)9月 甲賀町で多数のコレラ患者の発生

甲賀町において下痢症で入院中の患者がコレラと診断された。この患者が利用していた施設の関係者等767名の調査を行い、そのうちの382名(延べ629検体)の検便を実施したところ、7名からエルトル稲葉型コレラ菌が検出された。

平成元年(1989年)7月 マキノ町でハス寿司によるボツリヌス食中毒事例の発生

ハスズシ(自家製)を食べた4名中3名が発症し、そのうち2名は入院する事件が発生し、当センターにおいて患者およびハスズシからE型毒素とE型ボツリヌス菌が分離された。ボツリヌス食中毒は、昭和48年7月に同じマキノ町で発生した、自家製ハスズシによる中毒以来、16年ぶりの発生であった。

平成4年(1992年)4月、9月 輸入ワイン、輸入ウオッカに有害化学物質混入事件の発生

イタリア産ワインに土壌殺菌剤のメチルイソシアネートが混入する事件およびロシア産ウオッカにフタル酸ジブチルが混入する事件が起こった。県内に流通していたイタリア産ワイン24件、ロシア産ウオッカ21件について分析を行ったが、いずれも検出されなかった。

平成5年(1993年)12月、平成15年(2003年)5月 水道水水質基準改正

平成5年に水道水の水質基準が大幅に改正され、26項目から46項目になり、さらに監視項目26項目、快適水質項目13項目が追加された。

平成15年にも水質基準の見直しが行われ、50項目の基準値が設定され、新たに水質管理上留意すべき項目として「水質管理目標設定項目」や「要検討項目」が設けられた。

平成6年(1994年)2月~4月 緊急輸入米の残留農薬検査の実施

平成5年の夏の天候不順により国産米が不足し、米が緊急輸入された。輸入された米国、中国、タイおよびオーストラリア産の米11件について残留農薬検査を行った。臭素が一部検出されたが基準値以下で、それ以外はすべて不検出であった。

平成 8 年(1996 年) 腸管出血性大腸菌 O157 の大流行

全国各地で集団あるいは散発的に多数の感染者が発生した。県内でも 6 月 27 日に腸管出血性大腸菌 O157 感染者が発生したのをはじめ、1 年間に 31 名の感染者が発生した。当所では、腸管出血性大腸菌感染者 30 名由来 30 株について同定および分子疫学的解析を行った。

平成 9 年(1997 年)4 月 試験検査の業務管理 (GLP) 導入

平成 8 年 5 月の食品衛生法施行令改正及び平成 9 年 1 月の食品衛生法施行規則改正により、平成 9 年 4 月 1 日から都道府県等が設置する食品衛生検査施設にも GLP が導入されることが決定された。これに伴い、標準作業書 (SOP) や各種のマニュアルを作成し、さらに精度管理の実施や、信頼性確保部門による点検が行われるようになった。

平成 12 年(2000 年)3 月 愛知川町内小学校集団嘔吐下痢症事例の発生

平成 10 年 7 月に発生した和歌山市内の夏祭りでのカレーライスへのヒ素混入事件を発端に、清涼飲料水などへの毒物混入事件が多発し、本県においても健康危機管理体制が確立された。このような時期、愛知川町内小学校で集団嘔吐下痢症事例が発生し、食品、吐物 10 検体について毒物等の検査を行ったが、いずれも検出されなかった。その後、有症状児童の糞便 20 検体中 19 検体から小型球形ウイルスが検出された。

平成 12 年(2000 年)6 月~7 月 雪印の加工乳による大規模食中毒事例の発生

全国の有症者が 14,780 名と戦後最大の食中毒事件になった。県内の有症者は 71 名で、低脂肪乳等 8 検体、有症者糞便 4 検体および有症者吐物 1 検体が当所に搬入され、そのうちの低脂肪乳 1 検体から黄色ブドウ球菌エンテロトキシン A 型 (SEA) が検出された。

平成 13 年(2001 年) ファミリーレストランでの腸管出血性大腸菌による食中毒事例の発生

県下初の腸管出血性大腸菌による食中毒事件が 2 事例発生した。同時期に富山県および奈良県でも患者が発生する散在性集団食中毒事例となった。原因食品は、全国展開するチェーン店のビーフ角切りステーキで、テンダライズ処理およびタンプリング処理がされていた。

平成 13 年(2001 年) 白い粉事件の発生

アメリカで郵便物に炭疽菌が混入される白い粉事件が連続して発生し、日本でも全国各地で白い粉が混入された郵便物が郵送される事件が発生した。全国の地方衛生研究所は警察の依頼を受け炭疽菌の検査を行った。当所では、11 件の検査を行ったが、すべて不検出であった。日々の知識と技術の蓄積がいかに重要であるかを思い知らされた事件であった。

平成 14 年(2002 年)3 月 信楽町水道水にフェノール混入事故の発生

平成 14 年 3 月に、水道水の異臭が確認され、3,300 戸 (最大) が 10 日間断水する事件が発生した。水質検査の結果、フェノール類として 0.153 mg/l (水質基準 0.005 mg/L 以下) 検出され、化学工場からのフェノール類漏出による事故と判明した。

平成 18 年(2006 年)5 月 残留農薬・動物用医薬品等へのポジティブリスト制度の導入

平成 14 年 5 月、中国産ほうれんそう加工品から殺虫剤のクロルピリホス、パラチオンなどが検出され、また、7 月には、山形県等で梨の生産に無登録農薬 (ダイホルタン等) が使用されていた。県内流通輸入農産物について残留農薬検査を行ったが、農薬は検出されなかった。これら事件がきっかけとなり、平成 15 年 5 月に食品衛生法が一部改正され、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止するポジティブリスト制度が導入され、平成 18 年 5 月 29 日から適用された。当所でも GC/MS/MS 等を導入し、検査対応を行った。

平成 18 年(2006 年)9 月 A 型肝炎ウイルスによる食中毒事例の発生

長浜市内で 6 名の急性肝炎患者が発生し、そのうち 3 名が A 型肝炎患者であった。患者 6 名は米原市内の飲食店を利用していた。当該施設を利用した 62 グループの 720 名を調査したところ、15 名が A 型肝炎感染者と確認された。同店の従業員と患者から検出された遺伝子のパターンが一致し、長浜保健所は飲食店を原因施設とする食中毒事件と断定した。

平成 18 年(2006 年)12 月 琵琶湖産シジミから基準値を超える除草剤検出

島根県の宍道湖の一部の水域で獲れたヤマトシジミから、厚生労働大臣の定めるポジティブリスト制度の一律基準(0.01ppm)を超える除草剤のチオベンカルブ検出情報があった。これを受けて、琵琶湖水域におけるセタシジミについて、残留農薬検査を行ったところ、健康に対する影響のない量であるが、一律基準(0.01ppm)を超えるチオベンカルブが検出された。

平成 20 年(2008 年)1 月 中国製冷凍餃子で健康被害が発生

中国で製造された冷凍餃子から基準値を超えるメタミドホス、ジクロロホスが検出され、国内で健康被害が発生した。県内流通の中国産冷凍餃子、中国産野菜等 51 検体について残留農薬検査を行ったところ、野菜 1 検体からメタミドホスが検出されたが基準値内であった。

平成 20 年(2008 年)9 月 輸入事故米穀の流通

カビが発生したり、農薬が残留している非食用事故米穀が食用に不正に転売され、米、米粉、でんぷん等として様々な商品に混入し、日本各地に流通し、県内の給食施設などにも流通する事件が起こった。県内に流通していた 4 検体についてカビ毒(アフラトキシン)とメタミドホスおよびアセタミプリドの残留農薬の検査を行ったが、いずれも検出されなかった。

平成 20 年(2008 年)9 月 輸入乳製品に指定外添加物メラミンの混入

中国でタンパク含量を高く偽るために牛乳にメラミンが混入される事件が発生した。このメラミン混入が疑われる県内流通製品 2 検体(まんじゅう)について検査を行い、2 検体からメラミンが検出された。

平成 21 年(2009 年) 新型インフルエンザの大流行

4 月にメキシコおよび米国で、新型インフルエンザ感染者が報告されてから、瞬く間に世界中に感染が広がり世界的な大流行を引き起こした。5 月 20 日に県内で初めて感染者が確認され、24 時間体制で対応にあたった。5 月から翌年 3 月までに 405 検体が搬入され 296 検体から新型インフルエンザウイルス(AH1pdm09)が検出された。

平成 23 年(2011 年)3 月 東日本大震災、福島第一原子力発電所事故の発生

3 月に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所での事故をうけて、放射線量調査について緊急対応を行った。

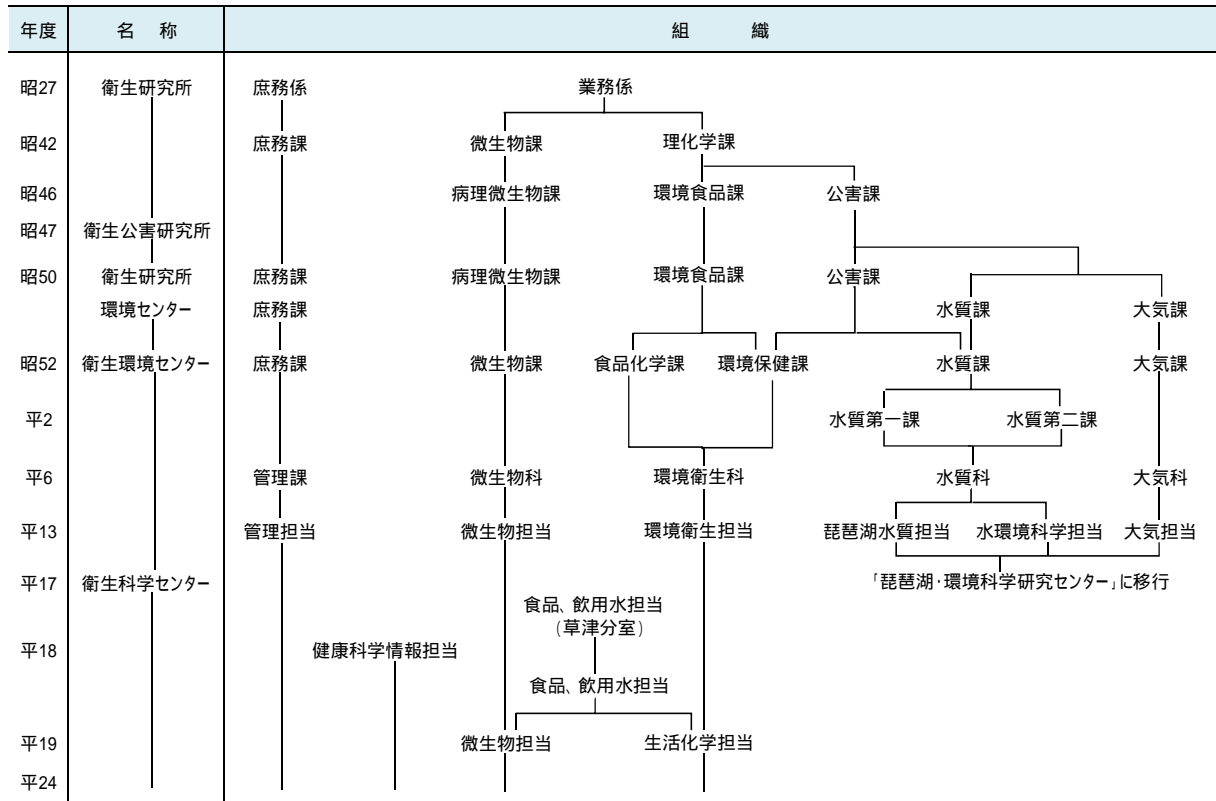
緊急時モニタリング強化依頼の放射線調査では、4 月分から 7 月分の月間降下物に福島原子力発電所の事故の影響と考えられる人工放射性核種が極微量検出された。

食品 91 検体について人工放射性核種の検査を行い、稲わらを給餌された牛の肉 6 検体中 1 検体から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された。

平成 24 年(2012 年)9 月 鉄道沿線の除草剤散布にかかる農作物被害の発生

鉄道会社が線路敷地内に散布した除草剤が飛散し、沿線の水稲の葉が枯れる等の被害が発生した。当所では、鉄道沿線に栽培されていた野菜 13 検体について残留農薬検査を行い、2 検体から除草剤のテブチウロンが検出され、うち 1 検体は基準値を超えていた。

組織機構の変遷



昭和 27 年頃の滋賀県立衛生研究所の様子



昭和 45 年頃の滋賀県立衛生研究所の様子



平成 24 年現在の様子



歴代所長一覧

氏名	就任年月
永井 豊太郎	昭和27年8月
藤堂 参伍	昭和37年4月
山本 正弘	昭和40年4月
富田 憲之亮	昭和48年4月
寺元 薫	昭和54年4月
中川 文一	昭和56年4月
本郷 節哉	昭和61年4月
本郷 美彌	平成 6年4月
田崎 正善	平成 8年4月
辻 元宏	平成10年4月
大佛 正隆	平成19年4月
苗村 光廣	平成20年5月
林 賢一	平成22年4月
井上 剛彦	平成24年4月

編集後記

衛生科学センターだより 60 周年記念号を発行するにあたり、3 名の歴代所長様から寄稿をいただきありがとうございます。また、当センターがかかわった主な出来事についても、まとめることができました。掲載写真の提供およびご協力いただきました方々に厚くお礼を申し上げます。

編集委員（西村、小嶋、高岡、児玉、坂口、川端）